

平成 23 年 1 月 22 日

市民会議資料(総合政策部)

No	説明項目	担当課	記載ページ
1	ひとりひとりの市民が主役 オンリーワンのまちをめざして	政策審議室	P 1 ~ P 2
2	市民参加による市政を推進する ために	広聴広報室	P 3
3	新たな八王子市史の編さん	市史編さん室	P 4 ~ P 6

ひとりひとりの市民が主役 オンリーワンのまちをめざして

【ゆめおりプランでの位置づけ】

- 1 編 1 章 1 節 市民自治の推進
- 3 節 地方主権の確立
- 3 章 1 節 計画的都市経営
- 3 編 3 章 3 節 文化交流の推進

【個別計画の状況】

個別計画はありません。

【本日の説明項目】

1. 基本構想・基本計画及び実施計画

基本構想：市政運営の基本的指針であるとともに、あらゆる市民の諸活動のよりどころとなるもの。

基本計画（10 か年）：基本構想及び都市像を実現するための基本的な施策展開とその方向を明らかにしたもの。

実施計画（3 か年）：基本計画に定めた施策を実現するための具体的事務事業などを示すもの。

2. 新基本構想・基本計画

本市の基本構想・基本計画である「八王子ゆめおりプラン」の計画期間が平成 24 年度に終了することから、新たな基本構想・基本計画を策定する。

3. 八王子市都市政策研究所

本市の政策や施策に関する調査や市長への提言などを行ってきた「八王子市都市政策研究会議」を地方分権の進展や社会情勢の急激な変化により的確な対応ができるよう、平成 22 年 4 月に「八王子市都市政策研究所」に体制強化。組織内シンクタンクとして政策審議室内に設置した。

4. 市民参加の推進

市民自治を確立するための基盤である市民参加条例の運用を適切に行い、市政への市民参加の推進を図る。

5. 都市間連携

絹の道を通じた歴史・文化・風土について八王子市、町田市、相模原市による「絹の道都市間連携研究会」を設置し、それぞれの地域の魅力向上と都市交流の促進を目的とした調査・研究を行う。

市民の皆さんの積極的な参加でまちづくりを

八王子市 市民参加条例の概要



八王子市は、平成 20 年 10 月 1 日に市民参加条例を施行しました。これは「まちづくりの主演」である市民の皆さんが、より一層市政に参加しやすい環境を整備するためのもの。市民の皆さんとの協働によるまちづくりを、さらに進めていきます。

このパンフレットでは、条例の概要や条例で定める市民参加の方法などを紹介します。

市はこれまでも、公募市民の皆さんによる「ゆめおり市民会議」を設置し、市の基本構想・基本計画を策定するなど、市民参加はさまざまな場で行われ、市民の皆さんの声を政策に反映してきました。今後より一層、市民参加を基本とした市政運営を行うため、市民参加条例を制定しました。条例の策定にあたっては、公募市民などで構成する「市民参加のしくみづくり検討委員会」を設置し、その提言を踏まえ条例の素案を策定。その後、市民の皆さんからご意見を募集し、検討を重ねて作成しました。

条例では、市の重要な政策について、市民の皆さんのご意見やご要望を市政に反映するための基本的な手続きを定めています。今後は、市民の皆さんと市がよりよいパートナーとして、お互いの知恵を出し合いながら、まちづくりを行っていきます。

お問い合わせ 八王子市総合政策部政策審議室

電話：042-620-7200 FAX：042-627-5939

E-mail：b015000@city.hachioji.tokyo.jp

条例の概要～「情報共有」「自発的・自主的」「市民の皆さんが参加」「信頼と共感」が基本原則～

条例では、市民の皆さんと市が情報を共有したうえで、自発的・自主的に参加できることを規定。市民と市、または市民と市民のお互いが信頼し、共感することを基本原則としています。

条例の理念や基本的な考え方

前文：前文の中では、市民参加条例の基本的な考え方として、以下の4つの原則を定めています。

- ・「情報共有」：市と市民は、市政に関する情報を共有します。
- ・「自発的・自主的」：市民が自発的・自主的に参加できることとします。
- ・「市民の皆さんが参加」：市民の皆さんが自由に参加できるよう、可能な限り配慮します。
- ・「信頼と共感」：市民参加を通じて市民と市、市民と市民の間に生まれる信頼と共感を大切にします。

第1条 目的：市民参加に関する基本的な事項です。

第2条 定義：条例中の用語を明らかにしています。

第3条 市の責務：市の責務を定めています。

- ・市民参加を基本とした市政運営
- ・市民参加しやすい環境の整備
- ・市政情報の公表または提供、説明責任

第4条 市民の責務：市民の責務を定めています。

- ・責任と自覚を持った市民参加
- ・互いの立場の尊重



市民参加の方法や参加の対象・適用除外事項について

第5条 市民参加の方法：市民参加の方法を以下の6つにまとめて定めています。

- (1) パブリックコメント手続 (2) 審議会等 (3) 市民会議 (4) ワークショップ (5) 公聴会・説明会
(6) アンケート調査など 詳しくは、下記の第8条～第10条と、次のページをご覧ください

第6条 立案過程における市民参加・第7条 実施及び評価過程における市民参加

：以下の4つのような計画、条例等の案の立案過程、実施や評価の過程で、第5条で定める市民参加の方法から、適切なものを効果的に行うことを定めています。なお、市民参加の適用除外事項についてもここで定めています。

- (1) 市の基本的な計画の策定・変更 (2) 基本的、重要、市民の権利・義務に係る条例の制定・改廃
(3) 大規模な公共施設の設置に係る計画等の策定又は変更 (4) その他実施機関が必要と認めるもの

第8条

パブリックコメント手続：手続について以下の点を定めています。

- ・実施情報の公表
- ・匿名の原則禁止
- ・意見提出期間
- ・提出意見の取扱

第9条 審議会等：審議会等について

以下の点を定めています。

- ・委員の公募
- ・幅広い人材登用、透明性・信頼性確保
- ・会議の原則公開
- ・会議開催の事前公表
- ・会議録の作成・閲覧

第10条

その他の参加方法：新しい手法が、より効果的と認められるときは、これを積極的に用いるよう努めることを定めています。

市民参加条例の適切な運用に向けたしくみ

第11条 推進審議会の設置等：審議事項や組織などを定めています。

詳しくは次のページをご覧ください

その他の手続きなど

第12条 条例の見直し・第13条 委任：より良い条例とするための見直しに関する規定などです。

市民参加の方法

市民参加条例では、市民の皆さんのご意見やご要望を反映するための方法を6つにまとめています。このほかにも効果的な方法がある場合には、市民参加推進審議会で検討し、積極的に取り入れていきます。

パブリックコメント

(意見公募制度)

市が作成する重要な計画・条例案などに対して、意見や要望を提出する方法です。

これにより、重要な政策を決定するまでの過程の透明性も高まります。また、検討した結果内容は公開。さまざまな意見に対する市の考え方も確認できます。

審議会等

市の政策を審議する審議会や委員会に出席して、市民委員として意見や要望などを発言する方法です。これにより、政策などの策定段階から幅広く市民の皆さんからの意見を反映させることができます。

市民会議

会議に直接加わって、参加する市民の皆さん自身で会議を運営し、報告書や市の重要な計画書・条例の素案などを作成する方法です。

これは市民の皆さん自らが課題解決に向けて具体的に行動することが必要な施策を検討するときなどに、より多くの市民の皆さんの参加を得ながら実施します。

市民参加の方法

実際の募集内容や実施時期などは、それぞれの事業を実施する担当課が「広報はちおうじ」や、市のホームページなどでお知らせしていきます。

ワークショップ

参加者同士が自由な議論や共同作業を行ったりして、互いに学びあいながら施策などに意見を述べる方法です。

参加する市民の皆さんが議論するだけでなく、体験などを通じて互いの理解を深めることなども可能です。様々な経験を持つ方が参加し、実施されるため、施策への理解を一層深めることができます。

アンケート調査など

無作為に抽出された市民の方が、市が行うアンケート調査などに回答する方法です。これは市民の皆さんの意識や実態を広く把握する必要があるときに実施します。

また、事業の内容によっては皆さんが活躍している場などに職員が直接出向き、聞き取りを行うヒアリング調査も行います。

公聴会・説明会

公聴会などの公開の場で、意見を述べたり、交換したりすることができる方法です。

内容によっては地域ごとに開催するなど、少しでも多くの方に参加していただき、意見を伺います。

「市民参加推進審議会」について

市民参加条例の適切な運用を図るために設置されるものです。推進審議会は、市長の諮問に応じ、以下の事項についての審議を行います。委員は、公募による市民と学識経験者などで組織されます。

- (1) 市民参加条例の運用に関すること
- (2) 新たな市民参加の方法に関すること
- (3) その他、市民参加の推進に関し必要な事項

条例の出前講座を実施

条例策定の考え方や、市民参加の方法などについて、より多くの皆さんに知っていただこうと、「市民参加条例の概要と市民参加の方法について」をテーマに、出前講座を行います。申込方法など、詳しくは政策審議室までお問い合わせください。



八王子市市民参加条例 - 全文 -

八王子市市民参加条例

平成 20 年 3 月 28 日
条例第 9 号

私たちのまち八王子は、市民と市との協働により、活力にあふれた都市の実現を目指している。

これまで、市政への市民参加は、様々な場で行われてきたところであるが、市民の多様な価値観を地域の特性として活かし、豊かな社会を創造するためには、市民の意見が、市政に的確に反映される仕組みを構築する必要がある。

この仕組みは、市民と市が情報を共有して運用され、市民が自発的、自主的に、かつ、自由に参加することができ、市民と市又は市民と市民が互いに信頼し、共感することを基本原則としなくてはならない。

ここに、市政への参加が市民の権利であり、市民自治の基本原則であることを確認するとともに、市民参加をより一層確かなものとし、市民との協働によるまちづくりを進めるため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、市民参加に関する基本的な事項を定めることにより、市民の市政への参加を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。
- (2) 市民参加 政策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民が市政にかかわることをいう。
- (3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、市民参加を基本とした市政運営を行うものとする。

- 2 市は、市民参加しやすい環境を整備するものとする。
- 3 市は、市政に関する情報を市民に分かりやすくかつ積極的に公表し、又は提供するとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、責任と自覚を持って市民参加するよう努めるものとする。

- 2 市民は、互いの立場を尊重し市民参加するよう努めるものとする。

(市民参加の方法)

第 5 条 この条例における市民参加の方法は、次のとおりとする。

- (1) パブリックコメント手続(政策の立案に当たり、実施機関が、事前にその趣旨、内容その他必要な事項を公表し、市民に意見を求め、政策を意思決定するとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する手続をいう。以下同じ。)の実施
- (2) 審議会等(法令、条例等に基づき設置された審議会、協議会等をいう。以下同じ。)の開催
- (3) 市民会議(会議に参加した市民自身が会議を運営し、報告書、計画書、条例素案等を作成するための会議をいう。)の開催
- (4) ワークショップ(市民と市又は市民と市民が、議論し、また、実際に体験することで、互いの理解を深めるグループによる学びと創造の方法をいう。)の実施
- (5) 公聴会、説明会の開催
- (6) アンケート調査、聞き取り調査その他の広聴活動(立案過程における市民参加)

第 6 条 実施機関は、次の各号に掲げる計画、条例等の案の立案過程において、前条各号に定める市民参加の方法(以下「参加方法」という。)のうち、より適切なものを効果的に行うものとする。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
 - (2) 市政に関する基本方針を定め、市民の生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与え、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
 - (3) 大規模な公共施設の設置に係る計画等の策定又は変更
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加を要しないものとする。
 - (1) 緊急に行う必要があるもの
 - (2) 法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
 - (3) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
 - (4) 実施機関内部の事務処理に関するもの
 - (5) 軽易なもの

3 前項第 1 号の規定により市民参加の対象としなかったときは、その理由を公表しなければならない。

(実施及び評価過程における市民参加)

第 7 条 実施機関は、前条第 1 項各号に掲げる計画、条例等が策定された後、その実施及び評価の過程においても、参加方法のうち、より適切なものを効果的に行うものとする。

(パブリックコメント手続)

第 8 条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、あらかじめ、対象とする事案その他別に定める事項を公表しなければならない。

2 パブリックコメント手続により意見を提出する市民は、原則として住所及び氏名を明らかにしなければならない。

3 パブリックコメント手続における意見の提出期間は、30 日以上とし、意見の提出を求める事案の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の必要がある場合その他やむを得ない理由により 30 日の期間を確保できない場合は、この限りでない。

4 実施機関は、前項ただし書の規定により意見の提出期間として 30 日を確保できない場合は、その理由を公表しなければならない。

5 実施機関は、提出された意見の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公開するものとする。

- (1) 提出された意見の内容
- (2) 提出された意見の検討結果及びその理由

6 前各項に定めるもののほか、パブリックコメント手続に関し必要な事項は別に定める。

(審議会等)

第 9 条 実施機関は、審議会等を設置する場合は、その設置趣旨及び審議内容に応じ、原則として公募により選考された市民を審議会等の構成員とするものとする。

2 実施機関は、審議会等の構成員について、幅広く人材を登用するよう努めるとともに、透明性及び信頼性の高い運営を行うよう努めるものとする。

3 実施機関は、審議会等の会議を公開しなければならない。ただし、公開することにより支障が生じると認められる場合は、この限りでない。

4 実施機関は、審議会等の会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。

5 実施機関は、審議会等の会議の記録を作成し、これを閲覧に供しなければならない。ただし、八王子市情報公開条例(平成 12 年八王子市条例第 67 号)第 8 条各号に定める非公開情報が記録されているときは、当該情報が記録されている部分については、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は別に定める。

(その他の参加方法)

第 10 条 実施機関は、政策の立案、実施及び評価の一連の過程において、第 5 条各号に定めるもののほか、より効果的と認められる参加方法がある場合には、これを積極的に用いるよう努めるものとする。

(推進審議会の設置等)

第 11 条 市民参加条例の適切な運用を図るため、市長の附属機関として、八王子市市民参加推進審議会(以下「推進審議会」という。)を置く。

2 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) この条例の運用に関すること。
- (2) 新たな市民参加の方法に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関し必要な事項

3 推進審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 8 人以内をもって組織する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

4 推進審議会の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、推進審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(条例の見直し)

第 12 条 市は、この条例の運用状況、効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しを行うものとする。

(委任)

第 13 条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 7 月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

市民参加による市政を推進するために

【ゆめおりプランでの位置づけ】

1 編 2 章 1 節 説明責任の着実な実行

【個別計画の状況】

個別計画はありません。

【本日の説明項目】

1. 広聴活動 = 市民の声の把握

個別広聴

(窓口・電話・Eメール・はがき等、団体からの要望、市長への請願)

集団広聴

(タウンミーティング・げんきフォーラム)

調査広聴

(市政世論調査・市政モニター)

その他広聴

(施設見学会)

2. 広報活動 = 市民との情報共有

多様な媒体を駆使して

(情報発信と課題提起)

印刷物による広報

(広報紙・くらしの便利帳など)

映像による広報

(CATV・施設等での放映)

インターネットの活用

(ホームページなど)

パブリシティ活動

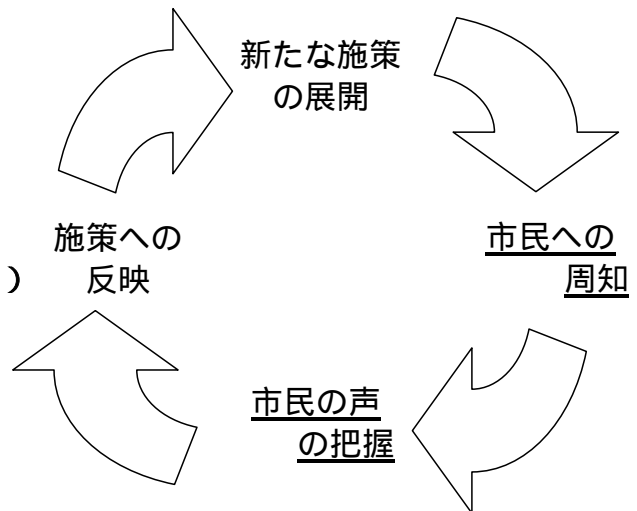
3. 広聴・広報の連携

広報紙上で広聴活動の結果を公表

(「みんなの声」欄、世論調査など広聴活動の結果を広報で報告)

広報活動に対する市民の声の把握

(市政世論調査・市政モニターなどの活用)



参考 「八王子市市民参加条例」(平成 20 年 10 月 1 日施行)

新たな八王子市史の編さん

【ゆめおりプランでの位置づけ】

3 編 3 章 2 節 市史編さん

【個別計画の状況】

八王子市史編さんの基本的な考え方 - 市史編さん基本構想 -

(計画年度 平成 21 年度～平成 28 年度：公募市民 2 人を含む八王子市市史編さん
審議会の答申を受けて策定)

八王子市史編集方針

(計画年度 平成 21 年度～平成 28 年度 市史編さん基本構想の内容を踏まえ、八
王子市市史編集委員会で素案を作成)

【本日の説明項目】

1. 新たな八王子市史の編さんについて

市民会議資料

- 市史編さん室 -

一八王子の歴史一

1万5千年前から

八王子では、谷野町の寺前遺跡から約1万5千年前の石器が発見されています。槍やナイフに使ったと思われる石器が発見されていることから、当時の人びとは狩猟を中心とした生活であったと考えられています。



方形周溝墓群
(神谷原遺跡・桐田町)

縄文時代になると、人びとは土器を作り定住を始め、生活は著しい進歩を遂げます。柵田遺跡を見ると、かなり多くの人びとが住んでいたことが分かります。

弥生時代には稲作が始まり、人びとはムラを作って農耕に従事するようになります。この時代の宇津木向原遺跡は、発見された墓跡に全国で初めて「方形周溝墓」と命名されたことで有名です。

古墳時代になると関東各地に大きなムラができ始めました。八王子でも船田遺跡、中田遺跡など、いくつものムラの跡が発見されています。

奈良時代、武蔵国が成立すると、八王子周辺の丘陵は開墾され、農地が広がっていきます。市内では、南部の丘陵地帯を中心に9～10世紀ごろに須恵器を焼いた窯跡が多数発見されています。

武蔵武士団

平安時代、関東には宮廷用の牛馬の飼育場である牧(牧場)が置かれます。市内にも、小野牧(由木地区から多摩市にかけて)をはじめいくつかの牧があったとされています。小野牧は朝廷に馬を献上する役目を任命され、勢力を持ち始めます。当時の馬は戦いの強力な武器。馬を育てる牧は、武士を育てる下地となって、武蔵武士団が登場することになります。

平安時代の終わりから鎌倉時代にかけて活躍したのが「武蔵七党」と呼ばれる武士団です。その中でも最大勢力を誇ったといわれるのが「横山党」。横山氏は武蔵守として下向し、そのままこの地にとどまった小野孝泰を開祖とする一族です。

源頼朝が平家討伐に決起すると、横山氏は頼朝軍に加わり軍功をたて、幕府の御家人としての地位を固めました。そして、八王子周辺は鎌倉の防衛拠点の一つとなりました。しかし、建保元年(1213)の和田合戦で、和田氏と親戚関係にあった横山氏は和田氏側について北条氏と戦い、滅ぼされました。横山氏の所領(横山荘)は大江広元に与えられました。この大江氏の子孫・長井氏が14世紀の末に築いたといわれるのが片倉城です。

「党」から「一揆」へ

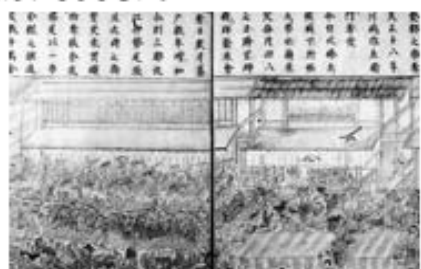
室町時代になると、荘園を基盤とした領主の組織は、血縁的な「党」から地縁的な「一揆(いっき)」に変化していきます。関東地方では鎌倉公方と上杉管領家の対立や管領家の内部抗争が続きましたが、その戦乱のさなかに地元の一揆を味方につけて勢力を広げたのが武蔵守護代の太石氏です。太石氏は14世紀後半、惣方に浄福寺城を築き、15世紀半ばに高月に城を移します。そして、混迷を続ける関東では、15世紀末に後北条氏が進出を始め、16世紀半ばには関東管領上杉氏を破ります。このとき、太石定久は滝山城に居を移していましたが、北条氏と和睦を図るため、北条氏康の次男氏照を養子に迎えました。これにより、滝山城は北条氏の支城の一つとなります。その後、戦略的な利点から北条氏照は八王子城を築いて移転しますが、天正18年(1590)、豊臣勢の前田利家・上杉景勝連合軍によって城は落とされ、城は焼かれました。

八王子宿と市場

小田原城の開城で北条氏の支配は終わり、関東は徳川家康の支配下に入ります。

家康は八王子城下にあった横山、八日市、八幡の三宿を甲州街道の両側に移転し、横山では毎月4のつく日に、八日市では8のつく日に市(いち)を開くようになりました。こうしたまちづくりの指揮をとったのが、大久保長安(石見守)らの代官たちです。浅川のはん濫を防いだ石見土手(いわみどて)をはじめ、市内には大久保長安に関する伝説が多く残っています。

江戸時代半ばから、八王子は甲州街道の宿場町として発達していきます。横山、八日市の二宿を中心に八幡、八木、久保、島之坊(しまのぼう)、本郷、小門、上ノ原、寺町、子安、新町、本宿、横町、馬栗(うまのり)の宿場が次々とできて、八王子横山十五宿と呼ばれるようになり、このころ八王子には、本陣をはじめとして50軒近い旅籠(はたご)が軒を連ねていたといわれています。これらのうち、横山と八日市を本宿といい、ほかを脇宿などといいます。本宿は市の開催権など、脇宿にない特権を持っていました。この市は、江戸時代後期になると関東でも有数の規模となり、大変な賑わいを見せるようになりました。



桑野朝市(極楽寺本【桑野日記】)

八王子千人同心

江戸時代、八王子には「千人同心」という武士集団がありました。彼らの住んでいた屋敷は、現在の追分から西八王子駅周辺にあって、甲州街道をはさんで、おおむね南側に「千人頭」の屋敷、北側に同心の「組屋敷」と分かれていました。しかし、千人頭の屋敷は、明治維新によって取り壊され、同心屋敷も移転や、その後の開発などによって、その跡をほとんどとどめていません。「千人町」という町名が、わずかにその名を残しているだけです。

千人同心は、天正10年(1582)の武田氏滅亡によって、徳川氏の家来となった武田氏の家臣「小人組」を祖としています。徳川家康は、旧八王子城下の治女の安定と江戸の西の守りのため、天正18年(1590)、小人頭9家、小人250人を旧八王子城下に移住させました。その後、文禄2年(1593)に現在の千人町およびその周辺に屋敷を与えられ、千人頭10家、小人100家に移り住みました。このため、屋敷のある町を「千人町」、小人組を「千人同心」と呼ぶようになったのです。千人同心の多くは、周辺の農村に居住してふだんは農耕に従事するという半士半農の生活をしていました。

千人同心の役割は、甲州口の警備だけではありませんでした。日光・東照宮の火消し役として配置されたり、北海道の勇払(現在の苫小牧市)に開拓と北方警備のため派遣されたりしました。これが縁で八王子市は、日光市・苫小牧市と姉妹都市の盟約を結んでいます。また、千人同心は文化面でも多くの功績を残しています。文化9年(1812)、千人頭原胤教(はらたねあつ)は幕府の命令を受け、千人同心組頭・植田孟緒(うえたもうしん)、塩野齋齋らと当時の武蔵国の地理・歴史を知るうえで貴重な史料である『新編武蔵国風土記稿』の編さんに従事しました。

江戸時代の末、慶応4年(1868)3月、江戸進撃のために官軍が八王子にも進駐してきました。このとき、千人同心が恭順の意を表したため、八王子は戦火を免れました。「江戸を守れ」と、官軍に抵抗するために結成された「彰義隊」に合流しようとする者もいましたが、大多数は八王子の治安維持に協力しました。また、4月には日光勤番中に、日光を官軍に引き渡して帰郷した千人頭石坂弥次右衛門は、その責任を追求され切腹するという事件もありました。しかし、同年6月幕府の命令によって、ついに組織を解体されて姿を消してしまいました。多摩の農民として暮らした同心たちは、多摩の地を育て、文化を興し、新しい時代の礎を築きました。

絹の道

江戸時代の初めころ、すでに八王子の市(いち)では、周辺の農家で織られた絹織物などが取り引きされていました。その後、江戸時代中ごろには、こうした生糸や絹織物などの取り引きはさらに活発になり、八王子は桐生、足利と並ぶ絹織物の産地として発展していきます。

安政6年(1859)、横浜が開港され外国との貿易が始まると、八王子に生糸が集められ横浜へと運ばれました。当時、生糸は輸出の花形商品だったので、このとき横浜へ生糸を運んだ道が、後に「絹の道」と呼ばれるようになりました。また、この絹の道は、生糸を運んだだけでなく、横浜に着いたばかりの外国製品や西洋文明を伝える通り道でもありました。

A水地区には、現在でもこの道の一部が残っており、当時の面影を今に伝えています。また、生糸を買い集め、横浜へと運んだ「A水商人」と呼ばれる生糸商たちが残した

自由民権運動

明治維新の後、明治4年(1871)の廃藩置県により神奈川県に編入された八王子では、自由民権運動が活発になり、この運動は「三多摩壮士」といわれた活動家たちを中心に、士族から地主、商人へと広がっていきました。明治16年(1883)には、自由党の「広穂館」が寺町にできて活動の拠点となります。一方、物価高騰などにより生活が困窮していた農民たちは「多摩北郡困民党」を結成しますが、政府からの弾圧を受け、「困民党事件」に発展します。

八王子大空襲

明治41年(1908)、八王子に電力供給が始まり、それとともに力織機の導入が進み、大正時代には市内の織物生産は急激に増加しました。

その後、昭和6年(1931)の日中戦争開始前後から三多摩地域や相模原などの軍需工場や軍関係施設が急速に拡大され、八王子はその労働力と住宅の供給地となっていきました。その後、太平洋戦争が始まると、企業整備が行われ、廃業した市内の織物工場の多くは軍需工場や軍関係物資の倉庫になりました。そして、八王子市は昭和20年(1945)8月2日の未明、アメリカ軍爆撃機B29による大空襲を受け市街地は焼土と化します。



焼け野原となった市街地
(昭和20年10月撮影)

八王子織物最盛期

旧市街地の約9割が焼け野原になった八王子市は復興金銀公庫を利用し、わずか2年の間に戦災前の9割以上が復興します。このとき、衣料品は非常に不足しており、織物は織れば織るだけ飛ぶように売れました。1回ガチャと織れば、万ともうかるということで「ガチャ万」といわれました。また、織物とともに、ネクタイ、マフラー、ネッカチーフ、傘などの雑貨織物が作られるようになり、特にネクタイの生産は、当時全国の6割を占めていました。

多摩地区最大の都市へ

昭和30年(1955)に横山、元八王子、惣方、川口、加住、由井の6村を合併して広大な市域となった八王子市は、さらに昭和34年(1959)に浅川町を、昭和39年(1964)に由木村を合併。多摩地区最大の面積と人口を抱える大都市となりました。

また、昭和38年(1963)に工学院大学が開校して以来、都内の大学の進出が相次ぎ、現在では、高専・短大をあわせて21校と、学園都市としての様相も呈しています。さらに、市内を交差する国道や中央自動車道(中央道)、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)によって、八王子は交通の要衝にもなり、先端技術産業の進出も盛んになりました。

平成7年(1995)の国勢調査で、人口が50万人を超える大都市となり、現在も学園都市、産業や流通の拠点として発展を続けています。

出展：暮らしの便利帳(平成22年度版)

八王子市史編さんの基本的な考え方 - 市史編さん基本構想 -

平成 21 年 12 月 1 日決定

1. 策定の趣旨

この基本構想は、新たな八王子市史（以下「市史」という。）編さんを行うにあたり、八王子市の市政運営の基本構想である「八王子ゆめおりプラン」に示されたまちづくりの基本理念「人とひと、人と自然が共生し、誰もが生き生きするまち」を踏まえ、市史編さんの方向性を示すとともに、市史編さん事業のよりどころとするために策定するものである。

2. 市史編さんの目的

市史編さんの目的は以下のとおりとする。

- (1) 八王子市制 100 周年記念事業として行い、広い視野から八王子の歴史的な位置を明らかにするとともに、市民の地域に対する理解を深め、市民自らが行うまちづくりに役立てる。
- (2) 八王子の自然や歴史、伝統文化を改めて見直すことにより、八王子市の発展と文化の向上に資する。
- (3) 八王子に関する有形、無形の歴史資料を整理、保存、管理し、後世に伝えるとともに、現在及び将来の活用を図る。

3. 市史編さんの基本方針

市史は、以下の基本方針に基づき編さんする。

- (1) 昭和 38 年から 43 年にかけて刊行された既刊の『八王子市史』をはじめ、これまでの市内外の諸研究を参考とするとともに、各学問分野における最新の成果を盛り込み、生活する市民の視点から、改めて編さんする。
- (2) 昭和 60 年から平成 4 年にかけて刊行された『八王子の空襲と戦災の記録』、『八王子市議会史』、『八王子千人同心史』については、その成果を活かして編さんする。
- (3) 広く市民に親しまれ、まちづくりや生涯学習、学校教育等で活用される市史を編さんする。
- (4) 各分野の専門家の執筆による、質の高い学問レベルに耐えうる内容を保ちながら、平易な文章で読みやすい市史を編さんする。
- (5) 写真や図版を多く取り入れるほか、DVD 等のニューメディア活用も考慮して、市民が親しみやすい市史を編さんする。

- (6) 政治、経済、行政史に偏ることなく、地域に生きた人々の視点から編さんする。
- (7) 八王子の地域的、歴史的、文化的な特性に配慮しながら編さんする。
- (8) 資料は、国内外から広く収集し、有形のものだけでなく、伝承など無形のものにも配慮して収集する。
- (9) 編さんの過程で調査、収集した資料は、将来に向けて公文書館などの施設の整備を図り、適正に保存、管理し、広く市民に公開して活用につとめる。

4 . 市民協働

市史編さんにあたっては、生活する市民の視点からの編さんを行うため、以下の方針により市民協働をすすめるものとする。

- (1) 市民や地域、大学と協働し、地域の歴史を掘り起こすことにつとめる。
- (2) 市民によるボランティアの活用を図る等、市民参加、参画の機会の拡大につとめる。
- (3) 地域の研究団体や個人、学校などと連携し、編さん事業の普及につとめるとともに、次世代に向けた人材育成を図る。

5 . 市史の内容

- (1) 市史は、本編 8 冊、資料編 6 冊の全 1 4 冊とする。

本 編	1 . 原始・古代	資料編	9 . 原始・古代
	2 . 中世		1 0 . 中世
	3 . 近世（上）		1 1 . 近世 1
	4 . 近世（下）		1 2 . 近世 2
	5 . 近現代（上）		1 3 . 近現代 1
	6 . 近現代（下）		1 4 . 近現代 2
	7 . 自然		
	8 . 民俗		

- (2) 本編の時代区分及び主な内容は「別表 1 」のとおりとする。
- (3) 本編及び資料編の有償・無償の別、発行部数等については、別に定めることとする。

6 . 市史編さんの期間及び刊行計画

- (1) 市史編さんの期間は、八王子市制 1 0 0 周年を迎える、平成 2 8 年度までとする。
- (2) 本編及び資料編の刊行計画は「別表 2 」のとおりとする。

- (3) 刊行計画については、資料の収集状況や資料調査の進捗状況等を勘案し、およそ3年後を目途に見直しを行うこととする。

7. 頒布方法

市史の頒布にあたっては、市民が購入しやすい価格設定、方法となるようつとめるものとする。

8. 付帯事業

- (1) 市史編さんの付帯事業として、編さん事業の市民への普及を図るための『市史研究』『市史編さん室だより』、市史本編及び資料編を補完するための『資料目録』『調査報告書』等を刊行する。
- (2) 市史の市民への普及を図るため、写真や図版を中心に編集した市史普及版や歴史年表などの刊行について検討する。

9. 編さん組織

市史編さんに伴う組織は、以下のとおりとする。

(1) 市史編さん審議会

市長の諮問に応じ、市史編さんの基本的な事項について調査審議し、答申する。

(2) 市史編集委員会

市史編さん審議会を代表する者及び専門部会を代表する者で構成し、市史の内容や具体的な編集方針等、市史の編集に関する重要で専門的な事項について協議する。

(3) 専門部会

分野別、時代別に設置し、本編及び資料編に関する資料調査並びに執筆等を行う。

(4) 顧問

八王子に関して深い学識を有する者から選任し、市史編さんに対する指導、助言を行う。

10. 事務局

市史編さんの事務局は、総合政策部市史編さん室とする。

11. その他

市史編さん事業を進めるにあたっては、この「基本的な考え方」の趣旨を広く多様な市民に伝えるようつとめるものとする。

別表1 本編の構成と主な内容

構成	時代や主な内容
1. 「原始・古代」	旧石器時代から平安時代まで
2. 「中世」	鎌倉時代から戦国時代まで
3. 「近世(上)」	江戸時代
4. 「近世(下)」	
5. 「近現代(上)」	明治維新から現代まで
6. 「近現代(下)」	
7. 「自然」	環境、地質、動植物、気象など
8. 「民俗」	年中行事、人の一生、民俗信仰、生業、近隣組織、民俗芸能など

別表2 刊行計画

内容		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
本編	1. 「原始・古代」	資料収集・調査・分析	→	→	→	→				
	2. 「中世」	→	→	→	→	→				
	3. 「近世(上)」	→	→	→	→	→				
	4. 「近世(下)」	→	→	→	→	→	→			
	5. 「近現代(上)」	→	→	→	→	→	→			
	6. 「近現代(下)」	→	→	→	→	→	→	→		
	7. 「自然」	→	→	→	→	→	→			
	8. 「民俗」	→	→	→	→	→	→	→		
資料編	9. 「原始・古代」	→	→	→	→	→				
	10. 「中世」	→	→	→	→	→				
	11. 「近世1」	→	→	→	→	→				
	12. 「近世2」	→	→	→	→	→	→			
	13. 「近現代1」	→	→	→	→	→	→			
	14. 「近現代2」	→	→	→	→	→	→			